

国民保護の概要

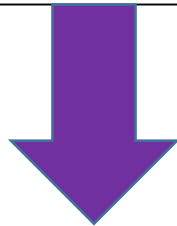
大野城市危機管理部危機管理課

国民保護とは

武力攻撃や大規模テロから住民の生命、身体及び財産を保護し、住民の生活や経済の影響が最小となるようにする措置。

武力攻撃事態法

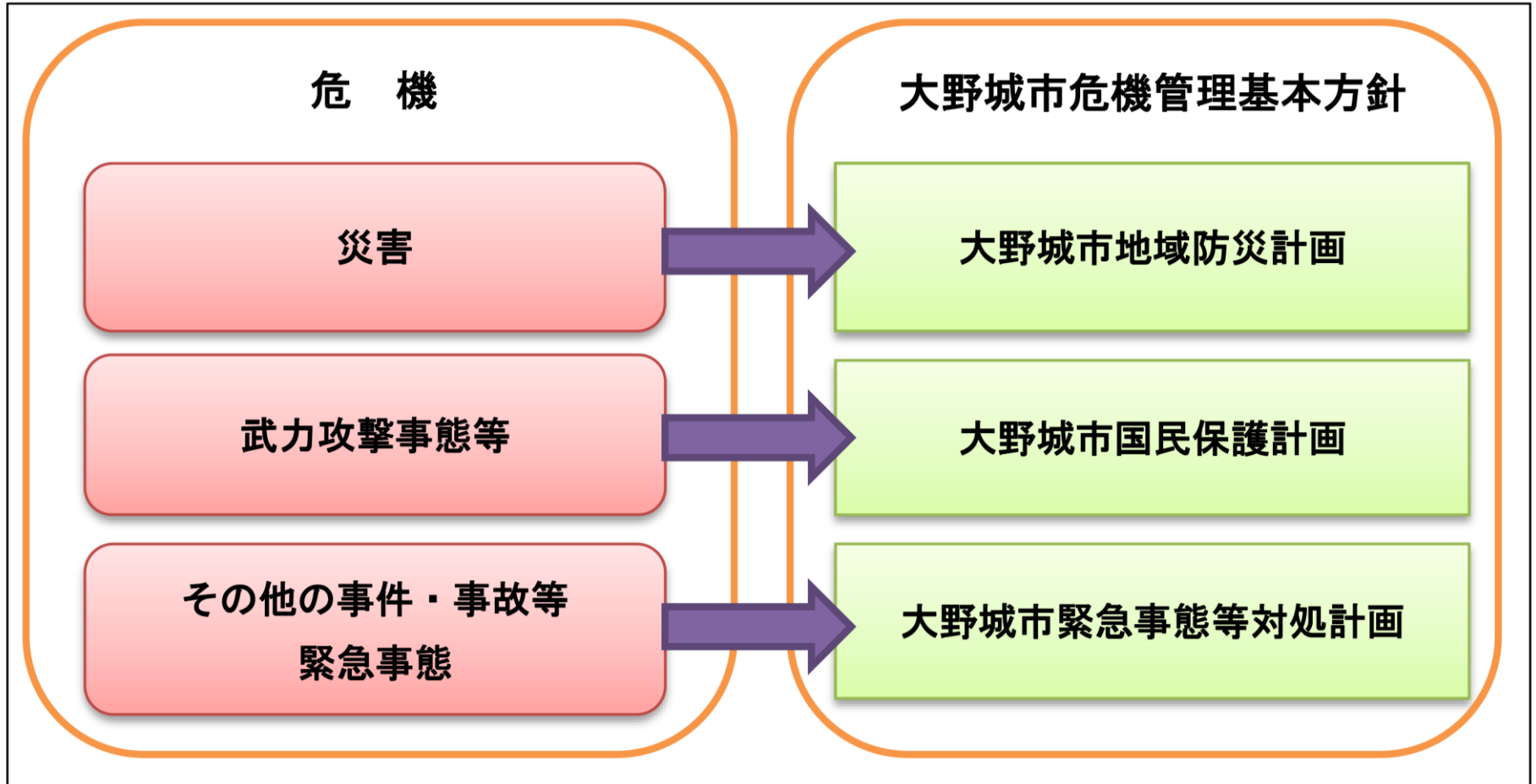
武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律



国民保護法

武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律

危機の種類と各対処計画



国民保護法が対象とする事態

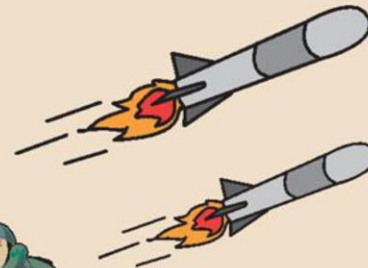
武力攻撃事態



着上陸侵攻



ゲリラ・特殊部隊による攻撃



弾道ミサイル攻撃

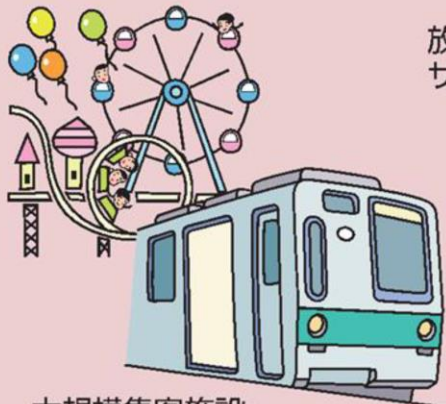


航空攻撃

緊急対処事態 (大規模テロなど)



石油コンビナートなどの爆破、
危険物積載船への攻撃など



大規模集客施設・
ターミナル駅や列車の爆破など

放射性物質の拡散、炭疽菌や
サリンの大量散布など



航空機による自爆テロなど

「国民保護計画避難マニュアル」

○マニュアルの位置づけ

- ・大野城市国民保護計画に基づき、あらかじめ基本となる複数の避難実施要領のパターンを作成
- ・住民の避難誘導において、市がとるべき行動規範を定めたもの

○パターン別の避難実施要領(ひな形)

- ・避難形態(屋内、市内・市外)別に、避難のための準備時間の有無によって6パターンを想定し、ひな形を提示

	準備時間がある	準備時間がない
屋内避難	<ul style="list-style-type: none">・弾道ミサイル攻撃等の恐れ・ゲリラ等の無差別攻撃の予告	<ul style="list-style-type: none">・弾道ミサイルの発射・屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれない
市域内避難	<ul style="list-style-type: none">・ゲリラ等の地区が限定された侵攻の恐れ・特定施設に対する一定時間後の攻撃予告	<ul style="list-style-type: none">・弾道ミサイルの市域内の着弾(局地的被害)・交通機関、大規模集客施設等の不法占拠
市域外避難	<ul style="list-style-type: none">・ゲリラ等の市全域が対象の侵攻の恐れ・市域の多くが要避難地域に指定	<ul style="list-style-type: none">・弾道ミサイルの着弾(市域を含む広範囲)・武装勢力等による市内各所でのゲリラ攻撃等

- ・運用にあたっては、事態の状況や推移を踏まえ、上記のパターンを参考に、徒歩・バス避難や自宅避難等10パターンの避難要領を作成